

○農林水産省令第 号

種苗法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）第二十一条の二第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 築 和生

種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等) 第十一条の二 法第十五条第二項又は第十五条の三第一項の現地調査又は栽培試験(以下単に「現地調査又は栽培試験」という。)は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらと比較する方法により行う。ただし、法第五条第二項の規定により同条第一項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) 3 法第十五条の三第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりしなければならない。 4 農林水産大臣は、法第十五条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五条の三第四項の規定による通知により、法第三条第一項各号に掲げる要件を備えているかどうか判断できないと認める場合であつて追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。 (出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等) 第十一条の三 出願者が法第十五条の四第一項の規定により国(研究機構が法第十五条の三第一項の規定による現地調査を行う場合にあっては、研究機構。以下この項において同じ。)に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の三第一項の現地調査に係る手数料の額は、四万五千円に、農林水産大臣が定めて出願者に通	(出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等) 第十一条の二 法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の現地調査又は栽培試験(以下単に「現地調査又は栽培試験」という。)は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらと比較する方法により行う。ただし、法第五条第二項の規定により同条第一項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) 3 法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりなければならない。 4 農林水産大臣は、法第十五条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五条の二第四項の規定による通知により、法第三条第一項各号に掲げる要件を備えているかどうか判断できないと認める場合であつて追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。 (出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等) 第十一条の三 出願者が法第十五条の三第一項の規定により国(研究機構が法第十五条の二第一項の規定による現地調査を行う場合にあっては、研究機構。以下この項において同じ。)に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の現地調査に係る手数料の額は、四万五千円に、農林水産大臣が定めて出願者に通

知する現地調査の実施計画において定められた国の職員が現地に赴く回数を乗じて得た金額とする。

- 2 出願者が法第十五条の四第一項の規定により国（研究機構が法第十五条の三第一項の規定による栽培試験を行う場合にあっては、研究機構。第五項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の三第一項の栽培試験に係る手数料の額は、栽培試験一回につき次に掲げる額の合計額とする。この場合において、別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性のみを栽培試験により調査するときは、第一号の額を、当該合計額から控除する。

一・二 （略）

- 3 （略）

- 4 法第十五条の四第一項の規定により国に納付する手数料は別記様式第六号の三による手数料納付書に収入印紙を貼付して納付し、同項の規定により研究機構に納付する手数料は研究機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

- 5 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種（上記以外の区分の項に属する品種は除く。）に係る法第十五条の四第一項の規定により国に納付する手数料は手数料の額の計算の基礎となる各年ごとに、納付することができる。

- 6 法第十五条の四第二項の規定により手数料の額を通知する場合に
は、併せて、納付期限及び納付方法を通知するものとする。

（審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

知する現地調査の実施計画において定められた国の職員が現地に赴く回数を乗じて得た金額とする。

- 2 出願者が法第十五条の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五条の二第一項の規定による栽培試験を行う場合にあっては、研究機構。第五項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の栽培試験に係る手数料の額は、栽培試験一回につき次に掲げる額の合計額とする。この場合において、別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性のみを栽培試験により調査するときは、第一号の額を、当該合計額から控除する。

一・二 （略）

- 3 （略）

- 4 法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は別記様式第六号の三による手数料納付書に収入印紙を貼付して納付し、同項の規定により研究機構に納付する手数料は研究機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

- 5 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種（上記以外の区分の項に属する品種は除く。）に係る法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は手数料の額の計算の基礎となる各年ごとに、納付することができる。

- 6 法第十五条の三第二項の規定により手数料の額を通知する場合に
は、併せて、納付期限及び納付方法を通知するものとする。

（審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十二条の三 (略)

2 (略)

3 法第十七条の二第六項において準用する法第十五条の三第四項の規定による通知は、別記様式第七号の三によりしなければならない。

4 (略)

(制限が付されている旨等の表示)

第十六条の二 法第二十一条の二第五項及び第六項に規定する同条第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がされている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 同項第一号ロに規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出等禁止（公示（農水省HP）参照）」の文字

ロ 「海外持出（保管）禁止（公示（農水省HP）参照）」の文字

ハ 「海外持出・海外持出目的保管禁止（公示（農水省HP）参照）」の文字

(削る。)

ニ (略)

(削る。)

ホ (略)

二 (略)

三 同項第一号ロ及び第二号ロに規定する制限が付されている場合

第十二条の三 (略)

2 (略)

3 法第十七条の二第六項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第七号の三によりしなければならない。

4 (略)

(制限が付されている旨等の表示)

第十六条の二 法第二十一条の二第五項及び第六項に規定する同条第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がされている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 同項第一号ロに規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出禁止（公示（農水省HP）参照）」の文字

(新設)

(新設)

ロ 「海外持出禁止（農林水産大臣公示有）」の文字

ハ (略)

ニ 「〇〇のみ輸出可（農林水産大臣公示有）」の文字

ホ (略)

二 (略)

三 同項第一号ロ及び第二号ロに規定する制限が付されている場合

次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出等禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」の文字

ロ 「海外持出（保管）禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」の文字

ハ 「海外持出・海外持出目的保管禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」の文字

（削る。）

ニ （略）

（削る。）

ホ （略）

（判定の求めの手續）

第十八条の二 法第三十五条の四第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。

（判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十八条の三 法第三十五条の四第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求める品種の特性（同項の登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第三十五条の四第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に

次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」の文字

（新設）

（新設）

ロ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」の文字

ハ （略）

ニ 「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」の文字

ホ （略）

（判定の求めの手續）

第十八条の二 法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。

（判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十八条の三 法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求める品種の特性（同項の登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に

支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第三十五条の四第三項において準用する法第十五条の三第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。

4 第十一条の三の規定は、法第三十五条の四第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合において、第十一条の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。

(登録品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十九条の二 (略)

2 (略)

3 法第四十七条第三項において準用する法第十五条の三第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりしなければならない。

(報告)

第二十七条 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあっては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一〇三 (略)

支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第三十五条の三第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。

4 第十一条の三の規定は、法第三十五条の三第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合において、第十一条の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。

(登録品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十九条の二 (略)

2 (略)

3 法第四十七条第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりなければならない。

(報告)

第二十七条 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあっては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。

一〇三 (略)

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手 数 料 納 付 書
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第15条の4第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額
金額 _____ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

様式第八号の二（第十六条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）： _____
和 名： _____
- 2 出願品種の名称 _____
- 3 輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為の制限に係る事項
(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）
☐ 国を指定しない

☐ 国を指定する（以下に記載）

- (2) 輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為を制限する旨
☐ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為を制限する。

(備考)

3 (1)については、以下のとおり記載する。

- (1) 全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）
に対して、出願品種の種苗等の輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為
を認めない場合には、「□国を指定しない」に「レ」を付す。
- (2) 特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出し、又は輸出する目的をもって保
管する行為を認める場合には、「□国を指定する」に「レ」を付し、国名を記載
する。ただし、種苗法第21条第2項第2号に規定する登録品種につき品種の育成
に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の六（第十六条の三第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(指定国の追加)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：_____
和 名：_____
- 4 登録品種の名称_____
- 5 指定国の追加に係る事項
登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）
☐ 指定国を追加する（以下に記載）

（備考）

登録品種の種苗等の輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為を認める国を追加する場合には、「☐」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第 21 条第 2 項第 2 号に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の十（第十六条の四第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：_____
和 名：_____
- 4 登録品種の名称_____
- 5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項
☐登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は輸出する目的をもって保管する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第九号の二（第十八条の二関係）

判 定 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

記

- 1 判定に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 2 判定の対象となる品種
- 3 請求の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先
フリガナ
住所又は居所
フリガナ
氏名
（法人にあつては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス
- 6 添付書類の目録
☐ 判定の対象となる品種の植物体の写真
☐ 代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
☐ その他（ ）

(備考)

- 1 3の請求の理由については、以下のとおり記載する。
 - (1) 育成者権者及び専用利用権者（以下「育成者権者等」という。）が、第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等を記載する。
 - (2) 育成者権等の侵害を疑われている者が、自己が利用する品種について判定を求める場合には、当該品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等について記載する。
 - (3) 請求者が、対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠を、なるべく具体的に記載する。
- 2 6の添付書類の目録については、添付書類名の前の「□」に「レ」を付す。

様式第九号の四（第十八条の三関係）

手数料納付書
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の4第3項で準用する同法第15条の4第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 判定請求の番号 第 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 判定に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 4 手数料の通知の日付 年 月 日
- 5 金額
金額 _____ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

(品種登録規則の一部改正)

第二条 品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(専利用権の設定等の登録の申請) 第二十六条 専利用権の設定の登録の申請をするときは、申請書に<u>設定すべき専利用権の範囲を記載しなければならない。</u> (削る。) (削る。) 2・3 (略)	(専利用権の設定等の登録の申請) 第二十六条 専利用権の設定の登録の申請をするときは、申請書に<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> 一 <u>設定すべき専利用権の範囲</u> 二 <u>登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め</u> 2・3 (略)

別記様式第二号を次のように改める。

別記
様式第二号（第十一条関係）

表 示 部			
品種登録の番号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
公 示 年 月 日	年 月 日 号 農林水産省告示第 号		
出 願 番 号	第 号	出 願 年 月 日	年 月 日
出願公表年月日	年 月 日		
農林水産植物の 種 類			
登録品種の名称			
品種育成をした 者 の 氏 名			
存 続 期 間			

植物の種類名（学名）
品種名称
第 号

表 示 部		
種苗法第21条の2第1項 第1号ロに規定する輸出 し、又は輸出する目的を もって保管する行為の制 限	届出に係る事項	公示年月日
		年 月 日
	届出の取下げに係る事項	公示年月日
		年 月 日
種苗法第21条の2第1項 第2号ロに規定する収穫 物を生産する行為の制限	届出に係る事項	公示年月日
		年 月 日
	届出の取下げに係る事項	公示年月日
		年 月 日

植物の種類名 (学名)
品種名称
第 号

登 録 科 記 録 部				
1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
31 年	32 年	33 年	34 年	35 年
36 年	37 年	38 年	39 年	40 年

優 先 権 記 録 部

植物の種類名（学名）
品種名称

登録品種の植物体の特性記録部		登録番号
重要な形質	重要な形質に係る特性	第 号

植物の種類名（学名）
品種名称

育成者権等記録部		登録番号 第
順位番号欄 (付記)	登録事項欄	
	育成者権者住所 育成者権者名 登録年月日 年 月 日	

植物の種類名（学名）
品種名称

利 用 権 等 記 録 部		登 録 番 号 第 号
順 位 番 号 欄 (付記)	登 録 事 項 欄	

植物の種類名 (学名)
品種名称

信 託 部 登 録 番 号	
順 位 番 号 欄 (付記)	登 録 事 項 欄

附 則

（施行期日）

1 この省令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の種苗法施行規則第十六条の二の規定によつて付すべき表示は、令和九年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。